七　指標基準省令第一条第七項に規定する一般貨物船（次に掲げるものに限る。）　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

イ　Dwが一万五千トン以上のもの　$94.5824Dw^{-0.216}$

ロ　Dwが三千トン以上一万五千トン未満のもの（旧基準対象船舶を除く。）　$107.48Dw^{-0.216}(0.98-0.1\frac{Dw-3,000}{12,000})$

別表二　内航船舶

番号	船舶	
1	総トン数が三百トン以上二千トン未満の鋼船であって、第一号から第六号までに掲げる装置、機器及び船型の全てを有しているもの（第七号及び第八号に規定するものについてはそれぞれこれらの号に掲げる機器及び装置を有しているものに限り、船舶検査証書（船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第九条第一項の船舶検査証書をいう。）において平水区域のうち湖又は川のみを航行区域とする旨の記載のある船舶以外の船舶にあっては第九号に掲げる装置を有し、かつ、第十号に掲げる塗料を船底外板及び船側外板の外面で満載喫水線（昭和四十三年運輸省令第三十三号）第六十五条の二第一項（同令第六十六条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく海水満載喫水線（以下「海水満載喫水線」という。）より下方の部分（同法第三条に規定する船舶以外の船舶にあっては、満載喫水線と平行な線であって船の最小の深さの七十五パーセントの位置から船底外板に至るまでの最小の深さの位置における計画満載喫水線に平行な線より下方の部分）に塗布しているものに限る。） 一　別表一一の項第一号から第三号まで、第五号から第十号まで及び第十三号に掲げる装置 二　発電用機関（次のいずれかに該当するものに限る。） イ　燃料油（加熱を要するものに限る。）の自動温度制御装置付発電機関 ロ　A重油専用発電機関 ハ　ターボ・ジェネレーター 三　推進関係機器、推進効率改良装置又は推進効率改良型船型（次のいずれかに該当するものに限る。） イ　推進効率改良型舵（整流板付舵、フラップ付舵又はシリング舵に限る。） ロ　船尾装着フィン ハ　燃料改質器 ニ　空気潤滑システム ホ　船首方位制御装置 ヘ　バトックフロー船型 ト　エラ船型 チ　船尾バルブ リ　バルバスバウ 四　サイドスラスター 五　推進効率改良型プロペラ（プロペラ・ボス取付翼、ハイスキュー・プロペラ、可変ピッチ・プロペラ、二重反転プロペラ、ポッドプロペラ、プロペラ前部放射状型取付翼、二軸型ポッドプロペラ又は二軸型可変ピッチプロペラに限る。） 六　LED照明器具（船内居住空間に設置する全ての照明器具をLED照明器具とする場合の当該LED照明器具に限る。） 七　ボイラーを有する船舶にあっては、A重油専用ボイラー又は自動制御型ボイラー	
2	総トン数が二千トン以上の鋼船であって、第一号から第三号までに掲げる装置、機器及び船型の全てを有しているもの（第四号から第六号までに規定するものについてはそれぞれこれらの号に掲げる機器及び装置を有しているものに限り、船舶検査証書においては第七号に掲げる装置を有し、かつ、第八号に掲げる塗料を船底外板及び船側外板の外面で海水満載喫水線より下方の部分（船舶安全法第三条に規定する船舶以外の船舶にあっては、満載喫水線と平行な線より下方の部分）に塗布しているものに限る。） 一　別表一一の項第一号から第十三号までに掲げる装置 二　1の項第二号から第六号までに掲げる装置、機器及び船型 三　衝突予防援助装置 四　ボイラーを有する船舶にあっては、A重油専用ボイラー又は自動制御型ボイラー 五　荷役用暴露甲板の鋼製ハッチ・カバー（ポンツーン型のものを除く。）を有する船舶にあっては、その動力駆動装置 六　コンテナ船又は重量物運搬船（制限荷重が百トン以上の揚貨装置を有する船舶をいう。）にあっては、バラスト・タンクの遠隔制御装置 七　船舶自動識別装置 八　加水分解型の摩擦抵抗低減塗料	

八　荷役用暴露甲板の鋼製ハッチ・カバー（ポンツーン型のものを除く。）を有する船舶にあっては、その動力駆動装置
九　船舶自動識別装置
十　加水分解型の摩擦抵抗低減塗料

別表三　環境への負荷の低減に著しく資する内航船舶

船種	船舶
電気推進船	別表二に掲げる船舶のうち、次に掲げる装置、機器及び船型の全てを有しているもの 一　電気推進装置 二　推進効率改良型プロペラ（二重反転プロペラ、二軸型ポッドプロペラ又は二軸型可変ピッチプロペラに限る。） 三　推進効率改良型船型（バトックフロー船型、エラ船型又は船尾バルブに限る。）又は空気潤滑システム
電気推進船に準ずる環境性能を有する船舶	別表二に掲げる船舶のうち、次に掲げる装置、機器及び船型の全てを有しているもの 一　熱効率改良装置（排気ガスエコノマイザー、軸発電機装置又は冷却清水熱利用装置に限る。） 二　推進効率改良型舵（整流板付舵、フラップ付舵又はシリング舵に限る。） 三　推進効率改良型船型（バトックフロー船型、エラ船型、船尾バルブ又はバルバスバウに限る。）又は空気潤滑システム 四　推進効率改良型プロペラ（プロペラ・ボス取付翼、可変ピッチ・プロペラ、二重反転プロペラ、ポッドプロペラ又は二軸型可変ピッチプロペラに限る。）

附　則

租税特別措置法第十一条第一項の表第二号及び第四十三条第一項の表第二号の規定の適用を受ける船舶を指定する告示（平成二十五年国土交通省告示第三百四十号）は、平成二十七年三月三十一日限り廃止する。